高知県教育振興基本計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 高知県教育振興基本計画を効果的かつ着実に実施するため、計画の総合的な推進と定期的な進捗状況の確認、検証、その他教育振興基本計画に関する審議を行うため、高知県教育振興基本計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置するとともに、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 推進会議は、高知県内の有識者約10名で組織する。
- 2 委員は、教育長が委嘱又は任命する。
- 3 推進会議には、議長及び副議長を置く。
- 4 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 5 議長は、会務を総括し、推進会議を代表する。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第4条 推進会議の会議(以下「会議」という。)の進行は議長が務める。議長が 出席できないときは副議長が代理する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、資料の提出や意見、説明、その他の協力を求めることができる。
- 4 会議は公開とする。ただし、出席した3分の2以上の多数で議決したときは、 非公開とする。

(庶務)

第5条 高知県教育振興基本計画推進会議の庶務は、高知県教育委員会事務局教育 政策課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成22年11月24日から施行する。